

補助金等評価の進め方について

1. 考え方

- 「補助金適正化に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき審査を進めます。
- 今年度はガイドラインで定めた評価時期に基づき「個人補助金」「団体補助金：事業費補助金ソフト事業」を評価対象とします。
- 1次評価（担当課）、2次評価（総合政策課）の終了した補助制度について、外部評価を行っていただきます。
- 外部評価いただく補助制度は、以下の観点から抽出します。
 - ① 前回の評価以降に制定された新規補助制度（令和元年度～令和3年度）
※新型コロナウイルス感染症対策に関する補助制度は除きます。
 - ② 前回の評価に基づいた改正等がされていない補助制度
 - ③ 2次評価において、外部評価が必要と判断した補助制度
(効果が乏しい、利用が少ない等)

2. 全体の進め方

- 2回（12月23日、1月31日）かけて、補助事業の内、外部評価すべき補助制度について評価を実施していただきます。

- 1) 12月23日：①前回の評価以降に制定された新規補助制度（令和元年度～令和3年度）
2) 1月31日：② 前回の評価に基づいた改正等がされていない補助制度
③ 2次評価において、外部評価が必要と判断した補助制度
※各日とも10～12補助制度程度を審議いただきます。
※第3回として予定していましたが「2月13日」については、開催しないことになりました。（外部評価実施補助制度を抽出したところ12件であったため。）

- 2グループ制（ファシリテーター及び書記付き）で実施します。
- 1事業につき約15分程度を想定（説明5分、審議10分）

3. 第2回の進めかた（敬称略）

<2グループに分かれて審議実施>

- ファシリテーターは各グループの司会進行を行う。
- 書記は付箋で各委員の意見を記し、模造紙に張り出すことで審議を促進する。

Aグループ（倉田会長、北見委員、下口委員、玉田委員、事務局(司会及び書記)）
市民課（3）、人権推進課（1）、学校教育課（2） 計6制度

Bグループ（小田副会長、片山委員、神田委員、中島委員、事務局(司会及び書記)）
防災安全課（2）、社会福祉課（1）、高年福祉課（2） 計5制度

- 審議終了後、各グループの意見を共有する。